手話通訳者派遣事業

手話通訳をコミュニケーション手段とする聴覚障害者又は音声言語機能障害者(以下「聴覚障 害者等」という。) および聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要のある者が手話通訳を 必要とする場合に手話通訳者を派遣します。

◆対象内容

- 公共機関などでの相談手続きに関すること
 - 医療機関などの医療に関すること
- ・事業所など職業に関すること
- 学校など教育に関すること

- ◆利用者負担額 無料
- ◆委託先 愛知県聴覚障害者協会

日常生活用具等給付事業

在宅の障害のある人が、家庭で生活を営む上での不便を解消し、自力で日常生活を送ることが できるように生活用具を給付または貸与します。

◆対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児 ※介護保険制度が優先する場合があります。

◆種目

- ・介護・訓練支援用具(特殊寝台、入浴担架など)
- 自立生活支援用具(入浴補助用具など)
- ・在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器など)
- ・情報・意思疎通支援用具(携帯用会話補助装置など)
- ・排泄管理支援用具(ストマ用装具など)

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行うことにより地域における自立 生活および社会参加を促進します。

◆対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児 ※介護保険制度が優先する場合があります。

◆実施方法

・個別支援型(利用者)人にヘルパー)名が支援)とグループ支援型(複数の障害者に対しへ ルパーが同時支援 ※条件有)があります。

日中一時支援事業

障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障害のある人の日 中における活動の場を確保・提供し、日常的な訓練を実施します。

◆対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児で、日中において介護する人がいないため、一 時的に見守りなどの支援が必要な人

地域生活支援事業とは、障害福祉サービスとは別に、より身近な自治体である市町村でその地 域や利用者の実情に応じて実施する事業です。高浜市が実施する事業は次のとおりです。

利用者負担額は原則として利用サービス額の1割です。負担が大きくならないように、月額負 担上限額があります。

事業名		内	容
相談支援事業	専門相談員が障害福祉サービスの利用の相談・援助を行います。		
成年後見制度等利用支援事業	申立経費および後見人などの報酬の一部又は全部を助成します。		
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業	週1回いきいき広場	易に手話通訳者を配置します。
	手話通訳者派遣事業	手話通訳者を派遣 害者協会)	します。(委託先 愛知県聴覚障
日常生活用具給付等事業	在宅の障害児(者)に日常生活用具を給付・貸与します。		
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害児(者)の外出支援を行います。		
地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動機会の提供、社会との交流の促進を図ります。		
訪問入浴サービス事業	居宅に訪問入浴車を派遣し、入浴を行います。		
更生訓練費給付事業	更生訓練費(訓練を受けるために必要な文房具等を購入する費用)を支給 します。		
日中一時支援事業	家族の一時的な休息を確保するため、日中における活動の場を確保・提供し、日常的な訓練を行います。		
生活サポート事業	障害程度区分が非該当の方の家事援助などを行います。		
自動車改造費助成事業	自動車改造費用の一部を助成します。(限度額10万円)		

主な事業の詳しい内容は次のとおりです。

相談支援事業

いきいき広場にある「地域包括支援センタ 一」内に「障害者相談支援員」を設置し、障 害者の方からの相談に応じ、必要な情報の提 供や助言その他の障害福祉サービスの利用支 援など、必要な支援を行います。

◆相談日 毎週 月曜日~金曜日 (8:30~17:15)

また、中立・公平な相談支援事業の実施の ほか、地域の関係機関の連携の強化、社会資 源の開発・改善などを推進するため「地域自 立支援協議会」を設置します。

手話通訳者設置事業

手話通訳者が、手話通訳をコミュニケーシ ョンの手段としている聴覚障害や音声言語機 能障害のある方の相談や市役所、いきいき広 場での各種手続きなどのお手伝いをします。

◆相談日

毎週 金曜日 $(9:00\sim12:00)$

◆相談場所

いきいき広場内相談室

◆利用者負担額



⑦ 広報たかはま H19.12.1